

NEWS RELEASE

関係各位

平成 20 年 12 月 5 日

調査対策委員会 委員長 藤巻 正生

経過報告

去る 11 月 4 日に本件に関する調査対策委員会を立ち上げましてから、ちょうど 1 ヶ月が経ち、その間に様々な調査・検証を行い、5 回の委員会を開催して議論を重ねてまいりました。本日は、現時点までの調査・検証の結果をご報告いたします。

今般の事件に関しての経緯については既にご承知のことと思います。調査対策委員会としては「水」の問題と、「日常の水質管理体制及び異常値発生時の判断基準」及び「報告連絡体制」に問題があったと考えております。

まず、「水」の問題に関しましては、井戸に問題がなかったか調査、検証してまいりましたが、これらの中で判ったことは、元々この地は田圃であったわけですが、位置的には荒川と利根川に挟まれた地域で、その地下水は比較的窒素分の多い水質であるということです。このことが、次亜塩素酸Na処理をした処理水の場合に今般のようなシアン化物イオン及び塩化シアンを副生物として生じやすいことも判りました。

また原水においては、元々シアンで汚染されていたというよりは、検出されたものが主として塩化シアンであることから、この次亜塩素酸Naが何らかの形で介在したということと考えております。つまり、原水中にアンモニア等の窒素源が存在した場合、これが塩素と反応してクロラミン(結合残留塩素)を生じます。さらにクロラミンはある条件下で有機物と反応して塩化シアンを生成するからです。これらのことは後で伊与委員から詳細な説明をいたします。

現在の状況につきましては、原水及び処理水のシアン類の検査を毎日継続しておりますが、水道法上の基準値を超えるデータは全く検出されていないと報告を受けております。また今後は、1号井戸については分析機器類を増強して水質の連続監視体制をとることになりました。

尚、問題のあった2号井戸については廃止し、また12月下旬には柏市より水道水の供給体制が整います。

次に「水質の管理体制」と「報告連絡体制」についてですが、「水の受入れ」、「使用水の衛生管理」、「危機管理体制」等、社内のマニュアルへの記載方法の不備や記載通りの実践がなされていなかったという事実が認められましたので、それらを是正し改訂を行ないました。調査対策委員会としましては「水の安全性」と「水質の管理体制と報告連絡体制」はマニュアル上は確保されていますが、今後はこれらの仕組みを定着させることが極めて重要であると判断しています。

以上のとおり、「水」の問題については、次亜塩素酸Naの品質・量の十分な管理により、シアンに関する基準が守られる体制となり、「異常値発生時の対応」の問題については、仮に基準値を超えるシアンが生成されても常時行われる水質の監視の中で直ちに異常を把握し、出荷を停止する体制となります。このように、「水」の問題及び「異常値発生時の対応」の問題のいずれについても、問題点の洗い出しが完了し、改善策もひととおり整ったことから、今後は工場を実際に稼働する中で、これらの改善策を実行に移し、実際に機能するか否かの検証を行いたいと考えております。

調査対策委員会では、東京工場における「安全性の検証」と「管理体制の定着」を目的とした試験稼動を12月8日を目処に開始することを了承いたしました。ただし、商品は検証のための生産ですので出荷はいたしません。委員会としても今しばらく、監視を続けることにしています。

尚、シアンが検出されたときに生産された商品のキープサンプルからはまったくシアンは検出されておりませんでした。